

平成22年4月
【一戸建て等用】
(一戸建て、連続建て、重ね建て)
新築住宅

財形住宅融資の物
件検査も、この手引
きをご覧ください。

【フラット35】 物件検査の手引き

I 物件検査(適合証明書取得)手続きの概要

I-1	物件検査手続きの種類と流れ	P 1
I-2	技術基準の概要について	P 2
I-3	財形住宅融資の物件検査について	P 4

II 物件検査(適合証明書取得)の手続きの詳細

II-1	通常の手続き	P 5
II-2	住宅瑕疵担保保険等の検査を実施する場合の手続き	P10
II-3	設計住宅性能評価を活用する場合の手続き	P15
II-4	建設住宅性能評価を活用する場合の手続き	P19
II-5	竣工済み物件などの場合の手続き(竣工済特例)	P23

III 物件検査(適合証明書取得)の申請について

III-1	申請先(問い合わせ先)について	P27
III-2	物件検査申請書の記載要領	P31

[申請書式について]
物件検査の申請書式はフラット35サイト(<http://www.flat35.com>)から
ダウンロードできます。



住宅金融支援機構
Japan Housing Finance Agency
(旧「住宅金融公庫」)

I 物件検査(適合証明書取得)手続きの概要

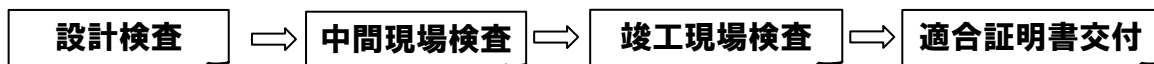
I-1 物件検査手続きの種類と流れ

【フラット35】および【フラット35】S(20年金利引下げタイプを含みます。)の物件検査手続きは次のとおりです。物件検査の一部を省略できる場合があります。

物件検査の申請先の検査機関については、P27を参照してください。

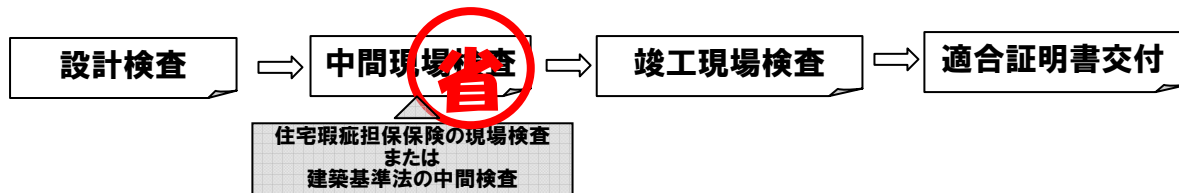
●通常の手続き(詳しくは、P5参照)

設計検査、中間現場検査、竣工現場検査を所定の時期に行います。



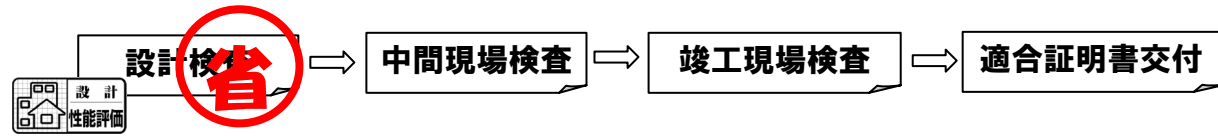
●住宅瑕疵担保保険等の検査を実施する場合の手続き(詳しくは、P10参照)

住宅瑕疵担保保険の現場検査または建築基準法の中間検査を実施する場合、フラット35の**中間現場検査を省略**することができます。



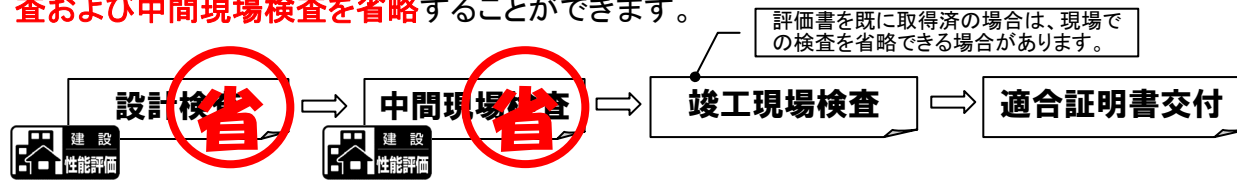
●設計住宅性能評価を活用する場合の手続き(詳しくは、P15参照)

設計住宅性能評価(一定の等級を満たすものに限ります。)を活用して、フラット35の**設計検査を省略**することができます。



●建設住宅性能評価を活用する場合の手続き(詳しくは、P19参照)

建設住宅性能評価(一定の等級を満たすものに限ります。)を活用して、フラット35の**設計検査および中間現場検査を省略**することができます。



●竣工済み物件などの場合の手続き(竣工済特例)(詳しくは、P23参照)

物件検査を受けずに中間現場検査の時期を過ぎてしまったり、竣工してしまった場合であっても、特例の手続きにより物件検査を受けられる場合があります。ただし、【フラット35】S(耐震性)および【フラット35】S(20年金利引下げタイプ)(耐震性)については、この特例措置を適用できません。なお、取り扱っていない検査機関もありますので、申請予定の検査機関にご相談ください。

●物件検査手数料について

物件検査に当たっては、物件検査手数料が必要で、お客様のご負担となります。物件検査手数料は適合証明検査機関によって異なります。

●適合証明とは

適合証明とは、住宅金融支援機構の定める物件検査方法により確認した範囲において、融資条件である技術基準への適合の可否を判断するために行うものであり、物件検査の申請者に対して住宅の施工上の瑕疵がないことや住宅の性能を保証するものではありません。

1-2 技術基準の概要について

1 フラット35の技術基準

フラット35の技術基準(一戸建て、連続建て、重ね建て)の概要は次のとおりです。詳しくは、「フラット35サイト」でご確認ください。

(<http://www.flat35.com/tetsuduki/shinchiku/tech.html>)

基準	基準の概要
接道	原則として一般の道に2m以上接すること
住宅の規模	70㎡以上
住宅の規格	原則として2以上の居住室(家具等で仕切れる場合でも可)、炊事室、便所、浴室の設置
併用住宅の床面積	併用住宅の住宅部分の床面積は全体の2分の1以上
戸建型式等	木造の住宅(耐火構造の住宅および準耐火構造の住宅以外の住宅)は一戸建てまたは連続建てのみ
断熱構造	住宅の天井または屋根、外壁、床下などに所定の厚さ以上の断熱材を施工(省エネルギー対策等級2レベルの断熱構造)
住宅の構造	耐火構造、準耐火構造または耐久性基準*に適合 ※在来木造の場合: 耐久性を有する土台、基礎高さ40cm以上、小屋裏・床下の換気措置、防腐・防蟻措置など
配管設備の点検	点検口等の設置
区画	住宅相互間を1時間準耐火構造等の界床・界壁で区画

2 フラット35S(優良住宅取得支援制度)の対象となる住宅の基準

フラット35Sの基準には、「フラット35S(①~④)」と「フラット35S(20年金利引下げタイプ)(⑤~⑧)」があり、いずれか1つ以上に適合することが条件となります。

《フラット35Sの対象となる住宅の基準》

性能項目	住宅性能表示基準
① 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4
② 耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上、または、免震建築物
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)3以上
④ 耐久性・可変性	次に掲げる全て ・劣化対策等級3 ・維持管理対策等級(専用配管)2以上 ・維持管理対策等級(共用配管)2以上(一戸建てを除く。) ・一定の更新対策※(一戸建てを除く。) ※躯体天井高2.5m以上、間取り変更の障害となる柱等がないこと

《フラット35S（20年金利引下げタイプ）の対象となる住宅の基準》

性能項目	住宅性能表示基準等
⑤ 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3
⑥ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（専用部分）4以上
⑦ 省エネルギー性	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅（一戸建てに限る）
⑧ 耐久性・可変性	<p>長期優良住宅</p> <p>【長期優良住宅の認定基準（概要）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造躯体等の劣化対策【劣化対策等級3他】 ・維持管理・更新の容易性【維持管理対策等級3、更新対策等級（共用排水管）3】 ・耐震性【耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または、免震建築物】 ・省エネルギー性【省エネルギー対策等級4】 ・可変性 ・維持保全等 ・街並・景観への配慮 ・住戸床面積

！ ご注意

・ ①～⑥の基準について

①～⑥の基準については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の評価方法基準に準拠しています。基準の詳細は、以下のURLをご覧ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/torikumi/hinkaku/hinkaku.htm>

※住宅性能表示制度の「設計住宅性能評価書」や「建設住宅性能評価書」を取得しない住宅でも基準に適合すれば対象となります。

・ ⑦《20年金利引下げタイプ》省エネルギー性の基準について

次のいずれかの書類の交付を受けた住宅であることが必要です。

- ・登録建築物調査機関が発行する「住宅事業建築主基準に係る適合証」
- ・登録住宅性能評価機関が発行する「エコポイント対象住宅証明書＊」または「エコポイント対象住宅証明書（変更）＊」（＊証明書上、適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限ります。）

・ ⑧《20年金利引下げタイプ》耐久性・可変性の基準について

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づく「長期優良住宅建築等計画」の認定を受けた住宅であることが必要です。認定通知書は所管行政庁から発行されます。

・ フラット35Sの申込受付期間

フラット35Sは申込受付期間が定められています。申込受付期間外にお申込みされた場合は、フラット35S受付期間中に別途金融機関にお申出が必要となります。

I-3 財形住宅融資の物件検査について

財形住宅融資をご利用いただく場合も、フラット35と同様の物件検査の手続きとなります。ただし、中間資金交付をご希望の場合は、住宅瑕疵担保保険の現場検査、または建築基準法の間接検査を実施予定の場合や、建設住宅性能評価を取得予定の場合であっても中間現場検査の省略はできませんのでご注意ください。

なお、一戸建て等の住宅でフラット35と財形住宅融資に適用される基準の違いは次のとおりです。そのほかの基準については、フラット35と同じです。

基準	フラット35	財形住宅融資
住宅の規模	70㎡以上	70㎡以上 <u>280㎡以下</u>
併用住宅	住宅面積が全体の1/2以上	基準なし※

※住宅部分と非住宅部分の床面積の割合を問いません。ただし、非住宅部分は融資の対象となりません。

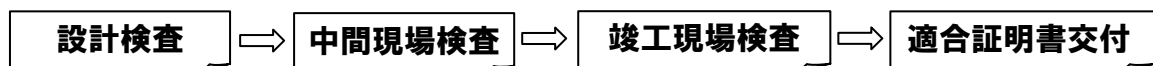
II 物件検査(適合証明書取得)手続きの詳細

フラット35をご利用いただくためには、建設・購入される新築住宅について、住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書を取得していただく必要があります。この適合証明書は、適合証明検査機関へ物件検査の申請を行い、合格すると交付されます。

II-1 通常の手続き

●通常の手続き

設計検査、中間現場検査、竣工現場検査を所定の時期に行います。



1 設計検査について

設計検査では、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、設計図書等により確認します。

(1) 設計検査の申請時期

設計検査の申請時期は、中間現場検査の時期までです。着工後であっても申請できます。

(2) 設計検査申請時の提出書類

チェック	申請書類の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第一面）	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第二面）[一戸建て等用]	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計図書（下表の該当する設計図書を提出すること）		各2部
<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

○設計図書

一般	ア/バ	設計図書の種類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	付近見取図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配置図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図
<input type="checkbox"/>		立面図（2面以上）
<input type="checkbox"/>		矩計図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）
<input type="checkbox"/>		仕様書（仕上表を含む。）

一般	ﾌﾟﾗｯﾌﾟ	設計図書の種類
<input type="checkbox"/>		【省令準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 原則として機構監修の住宅工事仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅） <input type="checkbox"/> 「機構承認住宅（省令準耐火構造タイプ）の承認一覧」に該当する工法の特記仕様書 <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造の仕様が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	住宅金融支援機構承認住宅（変更）承認書（写し）
	<input type="checkbox"/>	省エネルギー基準適合仕様シート （または、優良住宅取得支援制度(省エネルギー性)適合仕様シート）
	<input type="checkbox"/>	構造に応じた適合仕様シート 【耐火構造の場合】 <input type="checkbox"/> 耐火構造適合仕様シート 【準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(45分)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> ロ準耐火構造適合仕様シート 【木造（耐久性）の場合】 <input type="checkbox"/> 耐久性基準適合仕様シート

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で設計図書が異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

性能項目	一般	ﾌﾟﾗｯﾌﾟ	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（省エネルギー性）	2部
	<input type="checkbox"/>		省エネルギー対策等級4を満たす根拠となる資料（矩計図、開口部リスト、計算書(計算による場合)など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(省エネルギー性)適合仕様シート	2部
耐震性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐震性）	2部
	<input type="checkbox"/>		次のいずれか ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上を満たす根拠となる資料（伏図、壁量計算図、壁量等計算書など） ・免震建築物であることを満たす根拠となる資料（構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(耐震性)適合仕様シート	2部
		<input type="checkbox"/>	平面図または耐力壁配置図など（免震建築物の場合は不要）	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>		高齢者等配慮対策等級3以上を満たす根拠となる資料（平面図、仕上表など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(バリアフリー性)適合仕様シート	2部
耐久性・可変性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐久性・可変性）	2部
	<input type="checkbox"/>		・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料（仕上表、伏図など） ・維持管理対策等級(専用配管)2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など） ・維持管理対策等級(共用配管)2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など）《一戸建ての場合は不要》 ・躯体天井高2.5m以上、住戸専用部の構造躯体の柱等がないことがわかる資料（平面図、矩計図など）《一戸建ての場合は不要》	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(耐久性・可変性)適合仕様シート	2部

○フラット35S(20年金利引下げタイプ)を利用する場合の追加提出書類

性能項目	一般	ﾌﾗｯﾄ	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	次のいずれか（提出できない場合は、竣工現場検査申請時まで提出） ・住宅事業建築主基準に係る適合証（写し） ・エコポイント対象住宅証明書（写し）または エコポイント対象住宅証明書（変更）（写し）	2部
耐震性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐震性）	2部
	<input type="checkbox"/>		耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3を満たす根拠となる資料（伏図、壁量計算図、壁量等計算書など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(耐震性)適合仕様シート	2部
		<input type="checkbox"/>	平面図または耐力壁配置図など	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級4対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>		高齢者等配慮対策等級4以上を満たす根拠となる資料（平面図、仕上表など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(バリアフリー性)適合仕様シート	2部

※フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35（フラット35Sの適用なし）として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書（写し）を提出してください。

(3) 設計検査に合格したら

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①「設計検査に関する通知書」 ②「設計検査申請書」（副本） ③「設計図書等」（副本） ④【フラット35】技術基準・検査ガイドブック（※） |
|---|

※【フラット35】技術基準・検査ガイドブックは、設計検査の受付時に交付する場合があります。

(4) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後、計画の変更を行う場合は、現場検査申請時に現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入するとともに、変更に係る部分の図面を提出してください。

ただし、フラット35Sを新たに追加する場合やフラット35Sで選択する基準を変更する場合（例：耐震性→バリアフリー性）は、再度、設計検査の申請をしていただくこととなります（フラット35S（20年金利引下げタイプ（省エネルギー性））を追加変更した場合を除く。）。

なお、住宅の構造・工法が変わるなど、大きな計画の変更がある場合は、あらかじめお申込みされた金融機関および検査機関にご相談ください。

2 中間現場検査について

中間現場検査では、工事途中の段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

(1) 中間現場検査の時期

下表の時期にて現場検査を行いますので、具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

区 分	中間現場検査の時期
在来木造等 (下記以外の構造)	屋根工事が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間
枠組壁工法 プレハブ住宅 鉄骨造等	壁体の組立および屋根工事が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 補強コンクリートブロック造	最上階のがりょうまたは屋根版の配筋が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間

※型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅のうち、建設住宅性能評価の「躯体工事の完了時」および「下地張りの直前の工事の完了時」の現場検査を省略できる場合は、中間現場検査の時期を「基礎配筋工事の完了時（プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時）」から「外壁の断熱工事完了時」までの間とすることができます。詳しくは、申請予定の検査機関へお問合せください。

(2) 中間現場検査の提出書類

一般	プレハブ	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間現場検査申請書（第一面）	[適新工第3号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間現場検査申請書（第二面）〔一戸建て等用〕	[適新工第3号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。
※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 中間現場検査に合格したら

中間現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

①「中間現場検査に関する通知書」
②「中間現場検査申請書」（副本）
③「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)」（副本）

3 竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件（人が住んだことのない物件に限ります。）であれば申請することができます（※）。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

一般	プレハブ	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔一戸建て等用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。
※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
- ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
- ③【フラット35】適合証明に関する検査概要書
- ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
- ⑤「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート（中間・竣工）」（副本）

ご注意！！

地名地番について、お客様の金融機関への借入申込みの内容と竣工現場検査申請書の内容が一致していることを竣工現場検査申請前に再度ご確認ください。

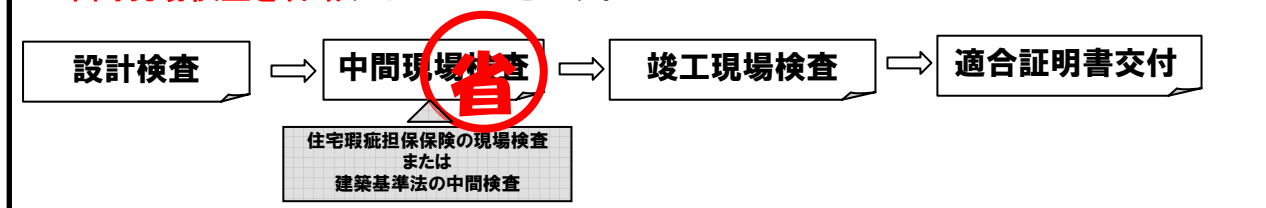
借入申込みの内容と適合証明書の内容が一致していない場合、融資が受けられない場合があります。

II-2 住宅瑕疵担保保険等の検査を実施する場合の手続き

● 「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の間接検査」を実施する場合の中間現場検査の省略

一戸建て等（一戸建て、連続建て、重ね建て）の新築住宅において、「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の間接検査」を実施する場合は、フラット35の「中間現場検査」を省略することができます。この場合、「設計検査」および「竣工現場検査・適合証明」の手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

住宅瑕疵担保保険の現場検査または建築基準法の間接検査を実施する場合、フラット35の**中間現場検査を省略**することができます。



※ 「設計住宅性能評価」を活用する場合の手続き（P15 参照）」との併用も可能です。この場合、「竣工現場検査・適合証明」の手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

※ 財形住宅融資で、中間資金交付をご希望の場合は、中間現場検査を省略することはできません。

ご利用条件

次の1～3に該当すること。

- 1 一戸建て等（一戸建て、連続建て、重ね建て）の新築住宅であること（共同建ての住宅については、中間現場検査がありません。）。
- 2 「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の間接検査」を行う検査機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること（併せて、「設計住宅性能評価」の活用により設計検査を省略する場合は、設計住宅性能評価書を取得した機関も同一であること。）。
- 3 「住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査」または「建築基準法の間接検査（※）」を実施する日までに、フラット35の設計検査の申請を行っていること（併せて、「設計住宅性能評価」の活用により設計検査を省略する場合は、除きます。）。

※ 住宅金融支援機構が定める中間現場検査を行うことが可能な時期（在来木造住宅の場合、屋根工事完了時から外壁の断熱工事完了時までの間）に実施する中間検査に限ります。（P.8参照）

1 設計検査について

設計検査では、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、設計図書等により確認します。

(1) 設計検査の申請時期

設計検査の申請は、住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査、または建築基準法の間接検査（フラット35の中間現場検査を行うことが可能な時期（P8参照））に実施するものに限り、実施する日までです。着工後であっても申請できます。

(2) 設計検査申請時の提出書類

チェック	申請書類の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第一面）	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第二面）[一戸建て等用]	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	設計図書（下表の該当する設計図書を提出すること）		各2部
<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

○設計図書

一般	ﾌﾟﾚﾊﾌﾞ	設計図書の種類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	付近見取図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配置図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図
<input type="checkbox"/>		立面図（2面以上）
<input type="checkbox"/>		矩計図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）
<input type="checkbox"/>		仕様書（仕上表を含む。）
<input type="checkbox"/>		【省令準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 原則として機構監修の住宅工事仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅） <input type="checkbox"/> 「機構承認住宅（省令準耐火構造タイプ）の承認一覧」に該当する工法の特記仕様書 <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造の仕様が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	住宅金融支援機構承認住宅（変更）承認書（写し）
	<input type="checkbox"/>	省エネルギー基準適合仕様シート （または、優良住宅取得支援制度(省エネルギー性)適合仕様シート）
	<input type="checkbox"/>	構造に応じた適合仕様シート 【耐火構造の場合】 <input type="checkbox"/> 耐火構造適合仕様シート 【準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(45分)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> ロ準耐火構造適合仕様シート 【木造(耐久性)の場合】 <input type="checkbox"/> 耐久性基準適合仕様シート

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で設計図書が異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

性能項目	一般	ﾌﾞﾘｯｼﾞ	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（省エネルギー性）	2部
	<input type="checkbox"/>		省エネルギー対策等級4を満たす根拠となる資料（矩計図、開口部リスト、計算書（計算による場合）など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（省エネルギー性）適合仕様シート	2部
耐震性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐震性）	2部
	<input type="checkbox"/>		次のいずれか ・耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上を満たす根拠となる資料（伏図、壁量計算図、壁量等計算書など） ・免震建築物であることを満たす根拠となる資料（構造計算書、免震建築物の維持管理に関する資料など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（耐震性）適合仕様シート	2部
		<input type="checkbox"/>	平面図または耐力壁配置図など（免震建築物の場合は不要）	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>		高齢者等配慮対策等級3以上を満たす根拠となる資料（平面図、仕上表など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（バリアフリー性）適合仕様シート	2部
耐久性・可変性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐久性・可変性）	2部
	<input type="checkbox"/>		・劣化対策等級3を満たす根拠となる資料（仕上表、伏図など） ・維持管理対策等級（専用配管）2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など） ・維持管理対策等級（共用配管）2以上を満たす根拠となる資料（平面図、設備図など）《一戸建ての場合は不要》 ・躯体天井高2.5m以上、住戸専用部の構造躯体の柱等がないことがわかる資料（平面図、矩計図など）《一戸建ての場合は不要》	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（耐久性・可変性）適合仕様シート	2部
		<input type="checkbox"/>		

○フラット35S(20年金利引下げタイプ)を利用する場合の追加提出書類

性能項目	一般	ﾌﾞﾘｯｼﾞ	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	次のいずれか（提出できない場合は、竣工現場検査申請時まで提出） ・住宅事業建築主基準に係る適合証（写し） ・エコポイント対象住宅証明書（写し）またはエコポイント対象住宅証明書（変更）（写し）	2部
耐震性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐震性）	2部
	<input type="checkbox"/>		耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）3を満たす資料（伏図、壁量計算図、壁量等計算書など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（耐震性）適合仕様シート	2部
		<input type="checkbox"/>	平面図または耐力壁配置図など	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級4対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>		高齢者等配慮対策等級4以上を満たす根拠となる資料（平面図、仕上表など）	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度（バリアフリー性）適合仕様シート	2部

※フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35（フラット35Sの適用なし）として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書（写し）を提出してください。

(3) 設計検査に合格したら

設計検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ①「設計検査に関する通知書」 ②「設計検査申請書」(副本) ③「設計図書等」(副本) ④【フラット35】技術基準・検査ガイドブック(※) |
|---|

※【フラット35】技術基準・検査ガイドブックは、設計検査の受付時に交付する場合があります。

(4) 設計検査合格後に計画の変更を行う場合

設計検査合格後、計画の変更を行う場合は、現場検査申請時に現場検査申請書の「計画に関する変更内容又は連絡事項」の欄に変更内容を記入するとともに、変更に係る部分の図面を提出してください。

ただし、フラット35Sを新たに追加する場合やフラット35Sで選択する基準を変更する場合(例：耐震性→バリアフリー性)は、再度、設計検査の申請をしていただくこととなります(フラット35S(20年金利引下げタイプ(省エネルギー性))を追加変更した場合を除く。)

なお、住宅の構造・工法が変わるなど、大きな計画の変更がある場合は、あらかじめお申込みされた金融機関および検査機関にご相談ください。

2 竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件(人が住んだことのない物件に限ります。)であれば申請することができます(※)。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

一般	フラット35	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第一面)	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書(第二面) [一戸建て等用]	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 一般用 【フラット35Sおよびフラット35S(20年金利引下げタイプ(耐震性・バリアフリー性))を利用する場合】 現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(竣工)(フラット35S用)		2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅(設計登録タイプ)用		2部

一般	フラット	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
- ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
- ③【フラット35】適合証明に関する検査概要書
- ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
- ⑤「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート（中間・竣工）」（副本）
- ⑥「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート（竣工）（フラット35S用）」（副本）（※）

※フラット35Sを利用する場合に交付します。なお、プレハブ住宅等の「機構承認住宅（設計登録タイプ）」は除きます。

ご注意！！

地名地番について、お客様の金融機関への借入申込みの内容と竣工現場検査申請書の内容が一致していることを竣工現場検査申請前に再度ご確認ください。

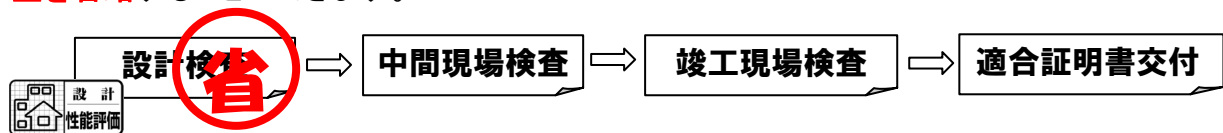
借入申込みの内容と適合証明書の内容が一致していない場合、融資が受けられない場合があります。

II-3 設計住宅性能評価を活用する場合の手続き

● 「設計住宅性能評価」を活用する場合の設計検査の省略

住宅性能表示制度を利用する新築住宅のうち、以下のご利用条件を満たすものについては、「設計検査」の手続きを省略できます。この場合、「中間現場検査」および「竣工現場検査・適合証明」の手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

設計住宅性能評価(一定の等級を満たすものに限りです。)を活用して、フラット35の**設計検査を省略**することができます。



※ 「住宅瑕疵担保保険等の検査を実施する場合の手続き（P10参照）」との併用も可能です。この場合、「竣工現場検査・適合証明」の手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

ご利用条件

次の1および2に該当すること。

- 1 下表の等級を満たす設計住宅性能評価書を取得すること。
- 2 設計住宅性能評価書を取得する機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること。（併せて、「住宅瑕疵担保保険の現場検査」または「建築基準法の中間検査」の実施により中間現場検査を省略する場合は、その検査機関も同一であること。）。

性能分野	必要等級
省エネルギー対策等級	等級2以上
劣化対策等級（※1）	等級2以上
維持管理対策等級（※2）	（専用配管）等級3

※1 検査の過程で主要構造部を耐火構造とした住宅または準耐火構造の住宅（省令準耐火構造の住宅を含みます。）であることが確認できれば、当該等級の取得は不要となる場合があります。

※2 検査の過程で配管設備の点検に係る基準への適合が確認できれば、当該等級の取得は不要となる場合があります。

！ ご注意

フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用になる場合は、上記のご利用条件に加えて、以下のうち該当する条件に適合している必要があります。

○ フラット35Sのご利用条件

下表のいずれか1つ以上の性能を満たす設計住宅性能評価書を取得すること。

① 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4
② 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または、免震建築物
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上
④ 耐久性・可変性	次に掲げる全て ・劣化対策等級3 ・維持管理対策等級2以上 ・更新対策（住戸専用部）：躯体天井高が2.5m以上あること、かつ、住戸内に間取りの変更の障害となる壁または柱がないこと。

※3 更新対策については、連続建て、重ね建ての住宅に限ります。

○ フラット35S(20年金利引下げタイプ)のご利用条件

- ①については、「住宅事業建築主基準に係る適合証」、または「エコポイント対象住宅証明書」もしくは「エコポイント対象住宅証明書(変更)」を取得すること(※4)。
 ②および③については、下表のいずれか1つ以上の性能を満たす設計住宅性能評価書を取得すること。
 ④については、長期優良住宅の認定通知書を取得すること(※5)。

① 省エネルギー性	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅(一戸建ての住宅に限ります。)(※4)
② 耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)4以上
④ 耐久性・可変性	長期優良住宅(※5)

※4 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定める登録建築物調査機関から発行された「住宅事業建築主基準に係る適合証」、または「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める登録住宅性能評価機関から発行された「エコポイント対象住宅証明書(※)」もしくは「エコポイント対象住宅証明書(変更)(※)」(※証明書上、適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限ります。)を取得していただき、その写しを適合証明検査機関にご提出いただきます。

※5 フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35(フラット35Sの適用なし)として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書(写し)を提出してください。

1 中間現場検査について

中間現場検査では、工事途中の段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

(1) 中間現場検査の時期

下表の時期にて現場検査を行いますので、具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

区分	中間現場検査の時期
在来木造等 (下記以外の構造)	屋根工事が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間
枠組壁工法 プレハブ住宅 鉄骨造等	壁体の組立および屋根工事が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間
鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 補強コンクリートブロック造	最上階のがりょうまたは屋根版の配筋が完了したときから 外壁の断熱工事が完了したときまでの間

※型式住宅部分等製造者認証を取得している住宅のうち、建設住宅性能評価の「躯体工事の完了時」および「下地張りの直前の工事の完了時」の現場検査を省略できる場合は、中間現場検査の時期を「基礎配筋工事の完了時(プレキャストコンクリート造の基礎にあってはその設置時)」から「外壁の断熱工事完了時」までの間とすることができます。詳しくは、申請予定の検査機関へお問合せください。

(2) 中間現場検査の提出書類

一般	フラット	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間現場検査申請書（第一面）	[適新工第3号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	中間現場検査申請書（第二面）〔一戸建て等用〕	[適新工第3号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計住宅性能評価書の写し (検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能)		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計住宅性能評価申請書の添付書類の写し (検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能)		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐火または準耐火構造の場合は構造を確認する設計図書		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【フラット35S（20年金利引下げタイプ（省エネルギー性））を利用する場合】 次のいずれか（提出できない場合は、竣工現場検査申請時まで提出） ・住宅事業建築主基準に係る適合証（写し） ・エコポイント対象住宅証明書（写し）または エコポイント対象住宅証明書（変更）（写し）		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。
※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 中間現場検査に合格したら

中間現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

<ul style="list-style-type: none"> ①「中間現場検査に関する通知書」 ②「中間現場検査申請書」（副本） ③「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)」（副本） ④「設計図書等」（副本） ⑤【フラット35】技術基準・検査ガイドブック（※）
--

※【フラット35】技術基準・検査ガイドブックは、中間現場検査の受付時に交付する場合があります。

2 竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件（人が住んだことのない物件に限ります。）であれば申請することができます（※）。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

一般	ﾌﾟﾚﾊﾞﾌﾞ	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔一戸建て等用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
- ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
- ③【フラット35】適合証明に関する検査概要書
- ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
- ⑤「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート（中間・竣工）」（副本）

ご注意！！

地名地番について、お客様の金融機関への借入申込みの内容と竣工現場検査申請書の内容が一致していることを竣工現場検査申請前に再度ご確認ください。

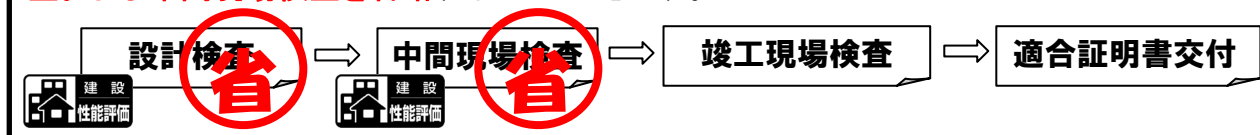
借入申込みの内容と適合証明書の内容が一致していない場合、融資が受けられない場合があります。

II-4 建設住宅性能評価を活用する場合の手続き

● 「建設住宅性能評価」を活用する場合の「設計検査」および「中間現場検査」の省略

住宅性能表示制度を利用する新築住宅のうち、以下のご利用条件を満たすものについては、「設計検査」および「中間現場検査」を省略できます。この場合、「竣工現場検査・適合証明」の申請手続きのみで、適合証明書を取得することができます。

建設住宅性能評価（一定の等級を満たすものに限り。）を活用して、フラット35の**設計検査および中間現場検査を省略**することができます。



ご利用条件

次の1および2に該当すること。

- 1 下表の等級を満たす建設住宅性能評価書を取得（※1）すること。
- 2 建設住宅性能評価書を取得する機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること。

性能分野	必要等級
省エネルギー対策等級	等級2以上
劣化対策等級（※2）	等級2以上
維持管理対策等級（※3）	（専用配管）等級3

※1 竣工現場検査の段階において、建設住宅性能評価書を取得済みである必要はありません。建設住宅性能評価書を未取得の場合は、建設住宅性能評価の検査過程で交付される検査報告書（省令第10号書式）の写し（竣工前の検査で最終のもの）を提出してください。

※2 検査の過程で主要構造部を耐火構造とした住宅または準耐火構造の住宅（省令準耐火構造の住宅を含みます。）であることが確認できれば、当該等級の取得は不要となる場合があります。

※3 検査の過程で配管設備の点検に係る基準への適合が確認できれば、当該等級の取得は不要となる場合があります。

！ ご注意

フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用になる場合は、上記のご利用条件に加えて、以下のうち該当する条件に適合している必要があります。

○ フラット35Sのご利用条件

下表のいずれか1つ以上の性能を満たす建設住宅性能評価書を取得すること。

① 省エネルギー性	省エネルギー対策等級4
② 耐震性	耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上、または、免震建築物
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級（専用部分）3以上
④ 耐久性・可変性	次に掲げる全て ・劣化対策等級3 ・維持管理対策等級2以上 ・更新対策（住戸専用部）：躯体天井高が2.5m以上あること、かつ、住戸内に間取りの変更の障害となる壁または柱がないこと。

※4 更新対策については、連続建て、重ね建ての住宅に限ります。

○ フラット35S(20年金利引下げタイプ)のご利用条件

- ①については、「住宅事業建築主基準に係る適合証」、または「エコポイント対象住宅証明書」もしくは「エコポイント対象住宅証明書(変更)」を取得すること(※5)。
 ②および③については、下表のいずれか1つ以上の性能を満たす建設住宅性能評価書を取得すること。
 ④については、長期優良住宅の認定通知書を取得すること(※6)。

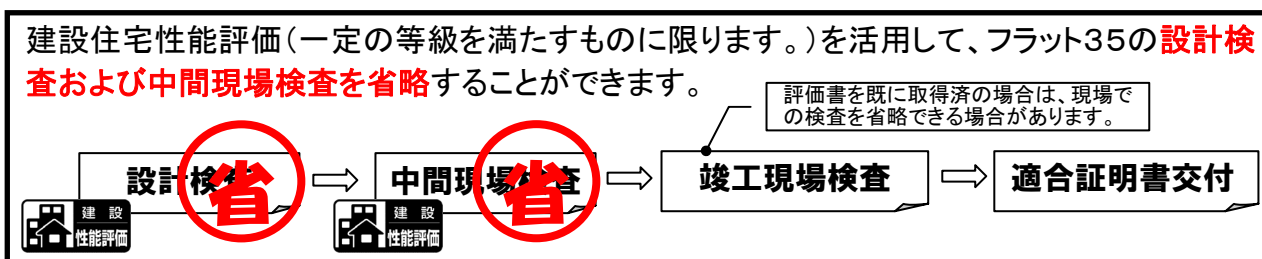
① 省エネルギー性	「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「住宅事業建築主の判断の基準」に適合する住宅(一戸建ての住宅に限ります。)(※5)
② 耐震性	耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)3
③ バリアフリー性	高齢者等配慮対策等級(専用部分)4以上
④ 耐久性・可変性	長期優良住宅(※6)

※5 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定める登録建築物調査機関から発行された「住宅事業建築主基準に係る適合証」、または「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める登録住宅性能評価機関から発行された「エコポイント対象住宅証明書(※)」もしくは「エコポイント対象住宅証明書(変更)(※)」(※証明書上、適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限ります。)を取得していただき、その写しを適合証明検査機関にご提出いただきます。

※6 フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35(フラット35Sの適用なし)として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書(写し)を提出してください。

● 「建設住宅性能評価」を活用する場合の「設計検査」、「中間現場検査」および「竣工現場検査」における現場での検査の省略(建設住宅性能評価書を取得済みの場合)

竣工現場検査の段階で、以下のご利用条件を満たすものについては、上記に掲げる「設計検査」および「中間現場検査」の手続きの省略に加え、「竣工現場検査」における現場での検査を省略し、書類のみ(建設住宅性能評価書および設計図書等)の検査によって適合証明書を取得することができます(上記同様、「竣工現場検査・適合証明」の申請手続きは必要です。)



ご利用条件

次の1および2に該当すること。

- 1 下表の等級を満たす建設住宅性能評価書を取得していること。
- 2 建設住宅性能評価書を取得した機関と、フラット35の物件検査を行う適合証明検査機関が同一であること。

性能分野	必要等級
省エネルギー対策等級	等級2以上
劣化対策等級（※7）	等級2以上
維持管理対策等級（※7）	（専用配管）等級3

※7 劣化対策等級および維持管理対策等級についても、必ず必要等級を取得していただく必要があります（P19記載の※2、※3の取扱いはありません。）。

！ ご注意

フラット35S、フラット35S（20年金利引下げタイプ）をご利用になる場合は、上記のご利用条件に加えて、P19に記載する「フラット35Sのご利用条件」およびP20に記載する「フラット35S（20年金利引下げタイプ）のご利用条件」に適合している必要があります。

竣工現場検査・適合証明について

工事が完了した段階で、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることを、現地において目視できる範囲で確認します。

また、建築基準法に基づく検査済証が交付されていることを確認します。

(1) 竣工現場検査の時期

竣工現場検査は、竣工後2年以内の物件（人が住んだことのない物件に限ります。）であれば申請することができます（※）。

具体的な日程についてあらかじめ検査機関の担当者と打合わせのうえ、少なくとも検査の1週間前には申請してください。

※金融機関への借入申込時に竣工後2年を超えている住宅または人が住んだことがある住宅は「中古住宅」になりますので、新築住宅として申請手続きはできませんのでご注意ください。

(2) 竣工現場検査・適合証明の提出書類

一般	マイ	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面） 〔一戸建て等用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証の写し（建築確認が不要である場合、建築確認が同一窓口の場合は不要）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【建設住宅性能評価書の手続き中（現時点では未取得）の場合】 建設住宅性能評価の検査報告書の写し（竣工時検査の直前の検査報告書） および建設住宅性能評価申請書の添付書類の写し （検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【建設住宅性能評価書を既に取得済の場合】 建設住宅性能評価書の写しおよび建設住宅性能評価書の添付書類の写し （検査機関が支障ないと判断した場合は省略可能）		1部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）		2部

一般	フラット	申請書等の種類	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	耐火または準耐火構造の場合は構造を確認する設計図書		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	【フラット35S（20年金利引下げタイプ（省エネルギー性））を利用する場合】 次のいずれか ・住宅事業建築主基準に係る適合証（写し） ・エコポイント対象住宅証明書（写し）または エコポイント対象住宅証明書（変更）（写し）		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

(3) 竣工現場検査に合格したら

竣工現場検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- ①「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（金融機関提出用）」
- ②「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書（申請者用）」
- ③【フラット35】適合証明に関する検査概要書
- ④「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」（副本）
- ⑤「現場検査申請書付表工事内容確認チェックシート（中間・竣工）」（副本）
- ⑥「設計図書等」（副本）
- ⑦【フラット35】技術基準・検査ガイドブック（※）

※【フラット35】技術基準・検査ガイドブックは、竣工現場検査の受付時に交付する場合があります。

ご注意！！

地名地番について、お客様の金融機関への借入申込みの内容と竣工現場検査申請書の内容が一致していることを竣工現場検査申請前に再度ご確認ください。

借入申込みの内容と適合証明書の内容が一致していない場合、融資が受けられない場合があります。

II-5 竣工済み物件などの場合の手続き(竣工済特例)

竣工済特例とは、物件検査を行わずに、中間現場検査を行うことが可能な時期を過ぎてしまった、または、竣工してしまった新築住宅（一戸建て等）における特例措置です。

(1) 竣工済特例について

一戸建て等（一戸建て、連続建て、重ね建て）の新築住宅は、原則として、設計検査、中間現場検査および竣工現場検査を受けていただく必要があります。

しかし、これらの手続きを行っていない場合でも、検査済証が交付され、現場検査の検査事項が工事監理報告書や施工状況写真などで確認できる場合は、竣工後に設計検査と現場検査を併せて^(※)申請していただくことにより、特例的に物件検査を行うことができる場合があります。

ただし、工事途中の状況が確認できない場合などは、特例的な物件検査を行うことができない場合もありますのでご注意ください。

また、フラット35S（耐震性）およびフラット35S（20年金利引下げタイプ（耐震性））については、中間現場検査を行うことが可能な時期を過ぎてしまうと、ご利用いただけませんのでご注意ください。ただし、基準に適合している旨の建設住宅性能評価書が提出できる場合は、II-4の手続き（P.19参照）を行うことによりご利用いただけます。

詳しくは、申請を予定している検査機関にご相談ください。

※ 竣工前に「設計検査に関する通知書」の交付を希望される場合は、竣工前に、設計検査と現場検査をあわせて申請いただくこともできます。この場合は、竣工前に「設計検査に関する通知書」が交付され、竣工後に「適合証明書」が交付されます。

○竣工後の経過年数について

金融機関への借入申込時において、「竣工日（検査済証の交付年月日）から2年を超えている住宅」または「既に人が住んだことがある住宅」については、中古住宅としての物件検査が必要になります。

○フラット35S、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の適用について

フラット35S（20年金利引下げタイプ（省エネルギー性））を利用する場合は、この特例措置でフラット35S（20年金利引下げタイプ）の適合証明書を取得するにあたり、次の①または②の書類が発行されていることが必要です。その書類の写しを適合証明検査機関にご提出ください。

- ①「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に定める登録建築物調査機関から発行された「住宅事業建築主基準に係る適合証」
- ②「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に定める登録住宅性能評価機関から発行された「エコポイント対象住宅証明書※」または「エコポイント対象住宅証明書(変更)※」（※証明書上、適用したエコポイント対象住宅判定基準の欄が「住宅事業建築主基準」のものに限ります。）

○フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」を利用する場合

この特例措置で通常のフラット35の適合証明書を取得することに加え、長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅である必要があります（認定を受けるには工事着工前に長期優良住宅建築等計画の認定申請を所管行政庁に行う必要があります。）。認定通知書の写しは、金融機関にご提出ください。

○フラット35Sの「省エネルギー性」または「耐久性・可変性」を利用する場合

所定の工事監理・施工状況報告書を必ずご提出ください。

(2) 竣工済特例の提出書類

一般	ﾌﾞﾚﾊﾌ	書式・設計図書	書式番号	部数
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第一面）	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計検査申請書（第二面）〔一戸建て等用〕	[適新工第1号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第一面）	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	竣工現場検査申請書・適合証明申請書（第二面）〔一戸建て等用〕	[適新工第5号書式]	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	検査済証（写し）		1部
<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)	一般用	2部
	<input type="checkbox"/>	現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工) 機構承認住宅（設計登録タイプ）用		2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	設計図書等（下表の該当する設計図書の他、検査の実施に必要な写真、工事監理報告書、施工状況報告書等を提出すること）		各2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	委任状（申請者以外の代理人が手続きが行う場合）		1部

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で工事内容確認チェックシートが異なります。

○設計図書

一般	ﾌﾞﾚﾊﾌ	設計図書の種類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	付近見取図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	配置図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	平面図
<input type="checkbox"/>		立面図（2面以上）
<input type="checkbox"/>		矩計図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅の床面積計算図（住宅部分・非住宅部分に区分したもの）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	敷地面積計算図
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	既存建築物の床面積計算図（既存建築物がある場合）
<input type="checkbox"/>		仕様書（仕上表を含む。）
<input type="checkbox"/>		【省令準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 原則として機構監修の住宅工事仕様書（木造住宅・枠組壁工法住宅） <input type="checkbox"/> 「機構承認住宅（省令準耐火構造タイプ）の承認一覧」に該当する工法の特記仕様書 <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造の仕様が確認できるもの
	<input type="checkbox"/>	住宅金融支援機構承認住宅（変更）承認書（写し）
	<input type="checkbox"/>	省エネルギー基準適合仕様シート （または、優良住宅取得支援制度(省エネルギー性)適合仕様シート）
	<input type="checkbox"/>	構造に応じた適合仕様シート 【耐火構造の場合】 <input type="checkbox"/> 耐火構造適合仕様シート 【準耐火構造の場合】 次のいずれか <input type="checkbox"/> 省令準耐火構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(1時間)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> イ準耐火(45分)構造適合仕様シート <input type="checkbox"/> □準耐火構造適合仕様シート 【木造（耐久性）の場合】 <input type="checkbox"/> 耐久性基準適合仕様シート

※プレハブ住宅等の機構承認住宅（設計登録タイプ）とその他の住宅で設計図書が異なります。

※その他検査に必要な書類の提出を求められる場合があります。

○フラット35Sを利用する場合の追加提出書類

一般	ﾌﾟﾗｯﾄ	書式・設計図書	部数
<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（省エネルギー性）	2部
<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級3対応）（第一面、第二面）	2部
<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（耐久性・可変性）	2部
<input type="checkbox"/>		設計内容説明書に付随する図面等	2部
	<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(省エネルギー性) 適合仕様シート	2部
	<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(バリアフリー性) 適合仕様シート	2部
	<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(耐久性・可変性) 適合仕様シート	2部
<input type="checkbox"/>		■在来木造・枠組壁工法・鉄骨造・RC造等(機構承認住宅（設計登録タイプ）以外)の場合 現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(竣工)（フラット35S用） 一般用	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事監理・施工状況報告書	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	■省エネルギー性を利用する場合 工事監理・施工状況報告書（省エネルギー性）	2部
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	■耐久性・可変性を利用する場合 工事監理・施工状況報告書（耐久性・可変性）	2部

○フラット35S（20年金利引下げタイプ）を利用する場合の追加提出書類

性能項目	一般	ﾌﾟﾗｯﾄ	書式・設計図書	部数
省エネルギー性	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	次のいずれか ・住宅事業建築主基準に係る適合証（写し） ・エコポイント対象住宅証明書（写し）または エコポイント対象住宅証明書（変更）（写し）	2部
バリアフリー性	<input type="checkbox"/>		設計内容説明書（バリアフリー性：等級4対応）（第一面、第二面）	2部
	<input type="checkbox"/>		高齢者等配慮対策等級4以上を満たす根拠となる資料（平面図、仕上表など）	2部
	<input type="checkbox"/>		現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(竣工)（フラット35S用） 一般用	2部
		<input type="checkbox"/>	優良住宅取得支援制度(バリアフリー性) 適合仕様シート	2部

※フラット35S（20年金利引下げタイプ）の「耐久性・可変性」をご利用の場合は、所管行政庁から「長期優良住宅」の認定を受けることが要件となりますが、物件検査においては長期優良住宅の認定を受けていることを確認しません。そのため、物件検査の申請書の「フラット35Sの適用する基準」の【20年金利引下げタイプ】欄に「耐久性・可変性」はありません。物件検査は通常のフラット35（フラット35Sの適用なし）として、検査機関に申請を行い、お申込みの金融機関には、「フラット35Sの適用なし」の適合証明書と長期優良住宅の認定通知書（写し）を提出してください。

(3) 竣工済特例の検査に合格したら

竣工済特例の検査に合格すると、次の書類が交付されます。

- ①「設計検査に関する通知書」
- ②「設計検査申請書」(副本)
- ③「設計図書等」(副本)
- ④「【フラット35】技術基準・検査ガイドブック」(※1)
- ⑤「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(金融機関提出用)」
- ⑥「竣工現場検査に関する通知書・適合証明書(申請者用)」
- ⑦「【フラット35】適合証明に関する検査概要書」
- ⑧「竣工現場検査申請書・適合証明申請書」(副本)
- ⑨「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(中間・竣工)」(副本)
- ⑩「現場検査申請書付表 工事内容確認チェックシート(竣工)(フラット35S用)」(副本)(※2)
- ⑪「工事監理・施工状況報告書」(副本)(※3)

※1 【フラット35】技術基準・検査ガイドブックは、竣工済特例の受付時に交付する場合もあります。

※2 フラット35Sを利用する場合に交付します。なお、プレハブ住宅等の「機構承認住宅(設計登録タイプ)」は除きます。

※3 フラット35S(省エネルギータイプまたは耐久性・可変性)を利用する場合に交付します。

ご注意！！

地名地番について、お客様の金融機関への借入申込みの内容と竣工現場検査申請書の内容が一致していることを竣工現場検査申請前に再度ご確認ください。

借入申込みの内容と適合証明書の内容が一致していない場合、融資が受けられない場合があります。

III 物件検査(適合証明書取得)手続きの申請について

III-1 申請先(問い合わせ先)について

物件検査を行う検査機関は次のとおりです。対象となる住宅に制限のある場合がありますので、詳しくは検査機関へお問い合わせください。

(平成22年4月12日現在)

名称	所在地	電話番号	業務区域
(財)北海道建築指導センター	北海道札幌市中央区北4条西5丁目 三井生命札幌共同ビル	011-241-1893	北海道
住宅アイアンドアイサービス(株)	北海道札幌市中央区南1条西10丁目4番地 第2タイムビル	011-272-7383	北海道(札幌市、石狩市、江別市、北広島市、恵庭市、千歳市、空知郡南幌町)
(株)札幌工業検査	北海道札幌市中央区南1条東2丁目6番地 大通バスセンタービル2号館	011-887-6585	北海道
(株)建築住宅センター	青森県青森市本町2丁目9番17号 青森県中小企業会館内	017-732-7732	青森県
(有)アーバン建築確認検査機関	青森県十和田市大字三本木字里ノ沢1番地 284	0176-21-1223	青森県(十和田市、三沢市、上北郡、八戸市)
(財)岩手県建築住宅センター	岩手県盛岡市盛岡駅西通1丁目7番1号 アイーナ	019-623-4420	岩手県
(財)宮城県建築住宅センター	宮城県仙台市青葉区上杉1丁目1番20号	022-262-0401	宮城県
(株)東北建築センター	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目2-10	022-772-7880	宮城県
(株)仙台都市整備センター	宮城県仙台市青葉区木町通1丁目4番15号	022-212-2633	宮城県
(財)秋田県建築住宅センター	秋田県秋田市中通2丁目3番8号 秋田アトリオンビル	018-836-7850	秋田県
(財)秋田市総合振興公社	秋田県秋田市山王1丁目2番35号 山王別館	018-863-4731	秋田県
(株)山形県建築サポートセンター	山形県山形市城北町1丁目12番26号	023-645-6600	山形県
(財)ふくしま建築住宅センター	福島県福島市五月町4番25号 福島県建設センター	024-573-0118	福島県
(財)茨城県建築センター	茨城県水戸市笠原町978-30	029-305-7300	茨城県
(株)安心確認検査機構	茨城県水戸市中央1丁目8番17号	029-224-8522	茨城県
(株)EMI確認検査機構	茨城県つくば市花畑三丁目27番地6	029-877-3080	茨城県、栃木県、千葉県(柏市、我孫子市、流山市、野田市、松戸市、香取市、成田市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市、印旛村、本埜村、栄町、神崎町)、群馬県(館林市、板倉町、明和町)、埼玉県(加須市、春日部市、羽生市、草加市、越谷市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、騎西町、北川辺町、大利根町、宮代町、白岡町、葛蒲町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町)
(財)栃木県建設総合技術センター	栃木県宇都宮市竹林町1030番の2	028-626-3110	栃木県
(財)群馬県建設技術センター	群馬県前橋市大渡町1丁目10番地の7 公社総合ビル	027-251-6749	群馬県
(財)さいたま住宅検査センター	埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-3	048-621-5111	埼玉県
(株)埼玉建築確認検査機構	埼玉県さいたま市浦和区常盤3丁目12番27号	048-835-7311	埼玉県
ユーディーアイ確認検査(株)	千葉県柏市東上町8番25号	04-7166-5222	茨城県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県及び群馬県の一部(前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、多野郡、甘楽郡、佐波郡、邑楽郡)の区域
(株)千葉県建築住宅センター	千葉県千葉市中央区中央4丁目8番5号 建築会館	043-222-0321	千葉県
日本確認センター(株)	千葉県船橋市山野町135番地2 福永ビル	047-410-1266	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県
(財)住宅金融普及協会	東京都文京区関口1丁目24番2号 関口ビル	03-3260-7350	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
(財)日本建築センター(略称:BCJ(ビーシージェイ))	東京都千代田区外神田6丁目1番8号	03-5816-7518	全国
(財)住宅保証機構	東京都港区赤坂2丁目17番22号 赤坂ツインタワー本館	03-3584-5748	埼玉県(さいたま市)、東京都(港区、中央区、千代田区)、山梨県
(財)日本建築設備・昇降機センター	東京都港区虎ノ門1丁目13番5号 第一天徳ビル	03-3591-2004	福島県(福島市、郡山市、いわき市)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、静岡県(静岡市、沼津市、三島市、富士市、熱海市)
(財)東京都防災・建築まちづくりセンター	東京都渋谷区渋谷2丁目17番5号 シオノギ渋谷ビル	03-5466-7871	東京都

名称	所在地	電話番号	業務区域
日本ERI(株)	東京都港区赤坂8丁目10番24号 住友不動産赤坂ビル	03-3796-0223	全国
(株)東京建築検査機構 (略称:TBTC(ティービーティーシー))	東京都中央区東日本橋1丁目1番4号 東日本橋M1ビル	03-5825-7550	山形県、宮城県、福島県、新潟県(島嶼部を除く。)、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県
(株)日本住宅保証検査機構 (略称:JIO(ジオー))	東京都江東区毛利1丁目19番10号 江間忠錦糸町ビル	03-3635-4208	全国
ハウスプラス住宅保証(株)	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービルディング	03-5777-1434	全国
(株)住宅性能評価センター	東京都新宿区新宿2丁目3番11号 ダヴィンチ御苑前311	03-5367-8730	全国
(株)都市居住評価センター (略称:UHEC(ユーエック))	東京都港区虎ノ門1丁目1番21号 新虎ノ門実業会館	03-3504-2384	全国
(財)ベタリーピング	東京都千代田区富士見2丁目14番36号 F UJIMI WEST	03-5211-0599	全国
(株)ビルディングナビゲーション確認評価機構	東京都豊島区南大塚3丁目34番4号 ニューヴァービル	03-5960-3410	全国
(株)グッド・アイズ建築検査機構	東京都新宿区百人町2丁目16番15号 M・Yビル	03-3362-0475	全国
(株)J建築検査センター	東京都町田市市中町1丁目3番2号 シェル都	042-720-8315	埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県
(社)日本住宅性能評価機構	東京都渋谷区代々木1丁目58番10号 第一西脇ビル	03-5358-8580	埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県
(株)住宅検査保証協会	東京都墨田区江東橋2丁目2番3号 錦糸町丸山ビル	03-5625-8411	青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、静岡県、山梨県、愛知県、大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、山口県、広島県(島嶼部を除く。)
(株)ハウスジューメン	東京都港区西新橋3丁目7番1号 ランディック第2新橋ビル	03-5408-8486	全国
イーハウス建築センター(株)	東京都千代田区外神田3丁目2番14号	03-5294-2621	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、山梨県、長野県
(株)高良GUT	東京都新宿区市谷本村町3番18号 エムズビル	03-5980-8473	東京都(島嶼部を除く。)
日本建築検査協会(株)	東京都中央区日本橋3丁目13番11号 油脂工業会館ビル	03-6202-3317	全国
ハウスプラス確認検査(株)	東京都港区浜松町2丁目4番1号 世界貿易センタービルディング	03-5777-1416	北海道(札幌市)、宮城県(仙台市)、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県、愛知県
多摩確認検査株式会社	東京都西東京市東伏見1丁目17番25号 繁野ビル	042-426-8339	東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、千葉県、埼玉県
アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区揚場町2丁目16番	03-6457-5540	全国
(財)神奈川県建築安全協会	神奈川県横浜市中区元浜町3丁目21番2号 ヘリオス関内ビル	045-212-3599	神奈川県
(株)東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央4丁目33番5号 TG鶴見ビル	045-503-3801	設計検査:全国 現場検査:北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
(株)神奈川県建築確認検査機関 (略称:KBI(ケービーアイ))	神奈川県相模原市南区相模大野7丁目8番10号 大塚ビル	042-701-3935	東京都(港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、三鷹市、府中市、調布市、日野市、八王子市、多摩市、稲城市、町田市、国立市、狛江市)、神奈川県
ビューローベリタスジャパン(株)	神奈川県横浜市中区山下町1番地 シルクビル	045-664-3830	全国
(株)湘南建築センター (略称:SBC(エスビーシー))	神奈川県平塚市宮の前9番28号	0463-22-0667	神奈川県
富士建築コンサルティング(株)	神奈川県川崎市麻生区万福寺1丁目1番1号 新百合ヶ丘シティビルディング	044-959-6786	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、長野県、静岡県(島嶼部を除く。)
(財)新潟県建築住宅センター	新潟県新潟市中央区新光町15番地2 公社総合ビル	025-283-0851	新潟県
(株)新潟建築確認検査機構	新潟県新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルII	025-283-2112	新潟県
(財)富山県建築住宅センター	富山県富山市舟橋北町4番19号 富山県森林水産会館	076-439-0248	富山県

名称	所在地	電話番号	業務区域
(財)石川県建築住宅総合センター	石川県金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎内	076-262-6543	石川県
(財)福井県建築住宅センター	福井県福井市御幸3丁目10番15号 福井県建設会館	0776-23-0457	福井県
(社)山梨県建設技術センター	山梨県甲府市酒折1丁目2075番2号	055-232-0527	山梨県
(財)長野県建築住宅センター	長野県長野市篠ノ井御幣川306番地1	026-290-5070	長野県
(株)ぎふ建築住宅センター	岐阜県岐阜市藪田東1丁目2番2号 建設会館	058-275-9033	岐阜県、愛知県(愛西市、津島市、稲沢市、一宮市、岩倉市、江南市、犬山市、小牧市、春日井市、丹羽郡)
(財)静岡県建築住宅まちづくりセンター	静岡県静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル	054-202-5572	静岡県
(財)愛知県建築住宅センター	愛知県名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル	052-264-4055	愛知県
(株)確認サービス	愛知県名古屋市中区栄4丁目3番26号 昭和ビル	052-238-7747	埼玉県(さいたま市、川口市、所沢市、草加市、富士見市、志木市、鳩ヶ谷市、蕨市、和光市、朝霞市、新座市、戸田市、三郷市、八潮市、三芳町)、千葉県(千葉市、市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、習志野市、松戸市、浦安市)、東京都(島嶼部を除く。)、神奈川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
(株)名古屋建築確認・検査システム	愛知県名古屋市中区丸の内2丁目2番19号 シンティコーポ東照	052-229-1080	愛知県(愛知郡、西春日井市、名古屋市長春市、日進市、清須市、北名古屋市、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町)
(株)CI東海	愛知県名古屋市中区金山1丁目12-14 金山総合ビル	052-321-2001	愛知県全域、岐阜県・静岡県・三重県の都市計画区域内
(株)愛知建築センター	愛知県安城市横山町浜畔上26番地1 MCビル	0566-71-3567	愛知県
(財)三重県建設技術センター	三重県津市島崎町56番地	059-229-5612	三重県
(財)滋賀県建築住宅センター	滋賀県草津市草津3丁目13番25号	077-569-6501	滋賀県
アール・イー・ジャパン(株)	大阪府守口市早苗町6番7号	06-4250-5271	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県
(株)京都確認検査機構	京都府京都市中京区二条通寺町東入榎木町82 宮崎ビル	075-256-8980	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)I-PEC	京都府京都市中京区東洞院御池下がる笹屋町436番地の2 SHICATA DIX BLDG	075-254-8250	滋賀県、京都府、大阪府
(財)大阪建築防災センター	大阪府大阪市中央区谷町3丁目1番17号	06-4794-8270	大阪府
(財)日本建築総合試験所	大阪府大阪市中央区内本町2丁目4番7号 大阪U2ビル	06-6966-7565	福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、福岡県
(株)西日本住宅評価センター	大阪府大阪市西区北堀江2丁目2番25号 久我ビル南館	06-6539-5410	新築・中古:岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 新築のみ:富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所	京都府舞鶴市字喜多1105番1 舞鶴21ビル805号	0773-75-8770	京都府
(株)確認検査機構アネックス	滋賀県大津市末広町7番1号 大津パークビル	077-511-4170	滋賀県、京都府、大阪府、奈良県
(株)日本確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番21号 松崎ビル	06-6231-1950	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)近畿建築確認検査機構	大阪府大阪市中央区農人橋2丁目1番10号	06-6942-7720	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
建築検査機構(株)	大阪府大阪市中央区北浜3丁目1番22号 あいおい損保ビル	06-6231-8226	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
関西住宅品質保証(株)	大阪府大阪市中央区千日前1丁目4番8号 千日前M'sビル	06-7506-9001	福井県(敦賀市、小浜市、大飯郡、三方郡、三方上中郡)、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)技研	大阪府大阪市北区天満4丁目12番9号	06-6356-3695	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)オーネックス	大阪府茨木市駅前4丁目1番23号 光徳ビル	072-621-9280	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)国際確認検査センター	大阪府大阪市中央区北浜3丁目7番12号 東京建物大阪ビル	06-6222-6626	全国
(株)確認検査機構トラスト	大阪府大阪市中央区南本町1丁目3番9号 サンコービル	06-6271-5669	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

名称	所在地	電話番号	業務区域
(株)総合確認検査機構	大阪府大阪市中央区難波2丁目3番11号	06-6484-2251	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(財)兵庫県住宅建築総合センター	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル	078-252-2786	兵庫県
日本 TESTING(株)	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目1番1号 新神戸ビル	078-392-8087	北海道、沖縄県を除く日本全域
(財)神戸市防災安全公社	兵庫県神戸市中央区雲井通5丁目3番1号 サンパル	078-291-1119	兵庫県(神戸市)
(株)兵庫確認検査機構	兵庫県姫路市南条434番地 大翔ビル	0792-89-3002	兵庫県
(株)近畿確認検査センター	兵庫県西宮市池田町9番7-215 フレンテ西館	0798-39-1271	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
(株)ジェイネット	兵庫県尼崎市長洲西通1丁目3番26号 尼崎ステーションビル	06-6482-3561	大阪府、兵庫県
(株)阪確サポート	兵庫県尼崎市七松町2丁目1番5号	06-4869-5466	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県
(財)なら建築住宅センター	奈良県奈良市大森町57番地3	0742-27-8601	奈良県
(株)確認検査機構プラン21	奈良県橿原市八木町1丁目7番39号 林田ビル	0744-20-2005	京都府(京田辺市、宇治市、城陽市、精華町、木津町、加茂町、山城町、井手町)、兵庫県(尼崎市、伊丹市、川西市、宝塚市、西宮市、芦屋市、神戸市)、大阪府、奈良県、和歌山県(橋本市)
(財)和歌山県建築住宅防災センター	和歌山県和歌山市ト半町38番地 建築士会館内	073-431-9220	和歌山県
(財)鳥取県建築住宅検査センター	鳥取県鳥取市田園町3丁目375番地	0857-21-6702	鳥取県
(財)島根県建築住宅センター	島根県松江市北田町35番地3 建築会館内	0852-26-4577	島根県
岡山県建築住宅センター(株)	岡山県岡山市北区蕃山町1番20号	086-227-3266	岡山県
(株)広島建築住宅センター	広島県広島市中区八丁堀15番10号	082-228-2220	広島県
ハウスプラス中国住宅保証(株)	広島県広島市中区国泰寺町1丁目3番32号 国泰寺ビル	082-545-5607	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
(有)広島県東部建築確認センター	広島県福山市南手城町1丁目12番6号	084-973-8178	広島県(福山市、府中市(上下町を除く。)、尾道市、三原市(久井町及び大和町を除く。))、岡山県(井原市、笠岡市)(島嶼部を除く。)
(株)ジェイ・イー・サポート	広島県広島市中区小町2番30号	082-546-1378	全国(東京都、新潟県及び沖縄県の島嶼部を除く。)
(財)山口県建築住宅センター	山口県山口市大手町3番24号 パークビル	083-921-8722	山口県
(株)とくしま建築住宅センター	徳島県徳島市川内町平石住吉209番地5 (株)徳島健康科学総合センター	088-665-6577	徳島県
(株)香川県建築住宅センター	香川県高松市松島町1丁目13番14号 九十九ビル	087-832-5270	香川県
(株)愛媛建築住宅センター	愛媛県松山市宮田町186番地4 松山駅前ビル	089-931-3336	愛媛県
(社)高知県建設技術公社	高知県吾川郡いの町枝川2410番地7	088-850-4650	高知県
(財)福岡県建築住宅センター	福岡県福岡市中央区天神1丁目1番1号 アクロス福岡東オフィスビル	092-713-1496	福岡県
九州住宅保証(株)	福岡県福岡市中央区渡辺通2丁目4番8号	092-771-7744	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
(財)佐賀県土木建築技術協会	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3144-2	0952-41-1125	佐賀県
(財)長崎県住宅・建築総合センター	長崎県長崎市元船町17番1号	095-825-6944	長崎県
(財)熊本県建築住宅センター	熊本県熊本市神水1丁目3番1号 ヨネザワ 熊本県庁前ビル	096-385-0771	熊本県
(株)熊本建築確認検査機関	熊本県熊本市水前寺6丁目5番19号熊本 県住宅供給公社	096-383-7227	熊本県
ハウスアンドホームズ(株)	熊本県熊本市神水1丁目8番8号	096-213-6661	熊本県
(財)大分県建築住宅センター	大分県大分市王子港町1番17号 ウッドプラザ大分	097-537-0300	大分県
(財)宮崎県建築住宅センター	宮崎県宮崎市恒久1丁目7番地14	0985-50-5586	宮崎県
(財)鹿児島県住宅・建築総合センター	鹿児島県鹿児島市新屋敷町16番228号	099-224-4539	鹿児島県
(財)沖縄県建設技術センター	沖縄県宜野湾市普天間1丁目2番16号	098-893-5611	沖縄県
沖縄建築確認検査センター(株)	沖縄県那覇市樋川1丁目11番3号 仲本ビル	098-835-4700	沖縄県

III-2 物件検査申請書の記載要領

設計検査申請書(第一面)

[適新工第1号書式] 設計検査申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面に記載の申請者確認事項を了承すると申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり設計検査を申請します。なお、当申請書及び検査書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所** 所属/担当者名: **工事 三郎**

住所: 〒(000 - 0000) **東京都世田谷区〇×3-4-5** 電話: **03-0000-0000**

検査機関名 **独立確認センター** 申請日 **平成22年4月7日**

申請者
郵便番号 〒(000 - 0000)
現住所 **東京都西東京市〇〇町1-2-35**
電話番号 (042) - (0000) - (0000)
フリガナ **シムラタ ヨシ**
申請者名 **住宅 太郎**

【申請者】
建築主以外の方でも申請者になることができます。

【建設の場所】
正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。

建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35		
工期 着工予定日	平成 22 年 4 月 14 日	竣工予定日	平成 22 年 8 月 10 日
中間現場検査 (一戸建て等の場合)	<input type="checkbox"/> 1.適合証明の中間現場検査を実施		
	<input checked="" type="checkbox"/> 2.適合証明の中間現場検査を省略(※1)		
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅瑕疵担保保険の検査実施	中間検査等 予定日(※2)	平成 22 年 6 月 24 日
	<input type="checkbox"/> 建築基準法の中間検査実施	検査実施(予定) 機関名(※2)	独立確認センター
注文住宅・分譲住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.注文住宅	<input type="checkbox"/> 2.分譲住宅	建物の名称 住宅太郎邸
建築主	建築主名	住宅 太郎	
	郵便番号・住所	〒 000 - 0000 東京都西東京市〇〇町1-2-35	
照会先	名称・電話番号	フラット設計事務所 (03)-(0000)-(0000)	
	郵便番号・住所	〒 000 - 0000 東京都世田谷区〇×3-4-5	
連絡事項	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.設計者 <input checked="" type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他()	
	記載しないこと。		

【連絡事項】
連絡事項があれば記入してください。

※検査機関開業付録 ※検査番号 ※検査者名 ※検査実施機関名 ※締結日
(各欄年月日及び番号)
平成 年 月 日
※締結日
記載しないこと。
※フラット35(住宅金融支援機構(特種金融機関)の保証(一戸建ての場合))
※住宅金融支援機構又は建築基準法の検査による中間現場検査の有無
□有 □無

※1: 住宅瑕疵担保保険の躯体工事完了時の現場検査、又は建築基準法の中間検査(適合証明の中間現場検査と同時期のものに限ります。)を実施する前に、適合証明の設計検査の申請を行うこと。
※2: 住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査の内容を記入してください。

20100401

【適合証明の中間現場検査を省略】
適合証明の検査機関と同一機関に、住宅瑕疵担保保険等の検査を実施している場合は、中間現場検査を省略することができます。ただし、住宅瑕疵担保保険等の検査日以前に、適合証明の設計検査の申請をする必要があります。
該当する場合は、「2.適合証明の中間現場検査を省略」欄に必要事項を記載してください。

設計検査申請書(第二面)

[適新工第1号書式]

設計検査申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第二面)[一戸建て等用]

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

○建物の概要

戸当たりの床面積		1:2:5	3:5	m ²	敷地面積		1:6:2	3:4	m ²
建物の構造等	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火(<input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐) <input type="checkbox"/> 5.耐火							
	戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て		併用住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅				
	階数	地上	2	階	地下	0	階		
	工法	<input checked="" type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.その他							
	機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	会社名() 承認番号()							
	フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無	フラット35Sの適用する基準	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.制震) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 <input checked="" type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.その他					
2戸以上申請の場合※2	申請戸数	: : : 戸							
	住宅番号								

【構造】

「2.木造(耐久性あり)」

耐火、準耐火構造以外で機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。

「3.準耐火」

省令準耐火構造(枠組壁工法・プレハブ等)も含まれます。

※1 「免震以外」とは、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上のことをいいます。

※2 申請住宅が2戸以上の場合には申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

【フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用】

フラット35Sを利用する場合は、「1. 有」にチェックし、「フラット35Sの適用する基準」欄の該当する性能にチェックをしてください。

ただし、**フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」を利用する場合は、「2. 無」にチェックしてください。**(金融機関に「長期優良住宅の認定通知書」(写し)を提出してください。検査機関では検査は行いません。)

【工法】

プレハブ等の場合で機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」欄の「会社名」及び「承認番号」を記入してください。

【戸建型式】

「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。

「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。

※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。

※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火又は1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】

住宅部分の面積で70 m²以上です。

- 一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【ホ.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、併用住宅で非住宅部分が含まれる場合は、非住宅部分を除いた面積となります。
- 連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。

中間現場検査申請書(第一面)

[適新工第3号書式]

中間現場検査申請書(新築住宅) (フラット35、財形住宅) (第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び第二面に記載の申請者確認事項を了承するとともに、第3面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり中間現場検査を申請します。なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所**

所属/担当者名: **工事 三郎**

住所: 〒(000 - 0000) **東京都世田谷区〇×3-4-5**

電話: **03-0000-0000**

検査機関名 **独立確認センター** 殿

申請日 平成 **22** 年 **6** 月 **14** 日

申請者

郵便番号 〒(000 - 0000)

現住所 **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

電話番号 (042) - (0000) - (0000)

フリガナ **シユウワ 300**

申請者名 **住宅 太郎**

【申請者】

申請者は建築主に限らず第三者でもかまいません。

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。

建設の場所(地名地番) **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

工期 着工日 平成 **22** 年 **4** 月 **14** 日 竣工予定日 平成 **22** 年 **8** 月 **10** 日

現場検査予定日 平成 **22** 年 **6** 月 **22** 日

設計検査合格日 平成 **22** 年 **4** 月 **13** 日(第 **独設20** 号) 設計検査機関コード **9:9:×:×**

注文住宅・分譲住宅の区分 1.注文住宅 2.分譲住宅 建物の名称 **住宅太郎邸**

建築主 建築主名 **住宅 太郎**
郵便番号・住所 〒 **000 - 0000** **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

照会先 名称・電話番号 **フラット設計事務所** (03) - (0000)

郵便番号・住所 〒 **000 - 0000** **東京都世田谷区〇×3-4-5**
区分 1.設計者 2.工事監理者 3.工事請負者 4.事業主
 5.販売代理 6.その他()

計画に関する変更内容又は連絡事項

【設計検査合格日】

【設計検査機関コード】

「設計検査に関する通知書」を参考に記入してください。

※検査機関受付欄 ※検査者名 ※決裁者名 ※事務部経理担当
記載しないこと。

【計画に関する変更内容又は連絡事項】

軽微な計画変更や連絡事項があれば記入してください。

※フラット35S(20年金融抑制下付タイプ(省エネルギー型))適用の条件【一戸建ての場合】 有 無

20100401

中間現場検査申請書(第二面)

[適新工第3号書式]

中間現場検査申請書(新築住宅
(フラット35、財形住宅)
(第二面)[一戸建て等用])

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

○建物の概要

戸当たりの床面積		125	35	m ²	敷地面積		162	34	m ²
建物の構造等	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火(<input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐) <input type="checkbox"/> 5.耐火							
	建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て		併用住宅区分		<input checked="" type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅			
工法	階数	地上	2	階	地下	0	階		
	機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合	<input checked="" type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ(鉄骨鉄筋コンクリート系) <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨組構法							
フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用	会社名()		承認番号()						
	<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無	フラット35Sの適用する基準	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 2.20年金利引下げタイプ) <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 <input checked="" type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性						
2戸以上申請の場合 ※2	申請戸数	<input type="text"/> 戸							
	住宅番号	<input type="text"/>							

【構造】

「2.木造(耐久性あり)」
耐火、準耐火構造以外で機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
「3.準耐火」
省令準耐火構造(枠組壁工法・プレハブ等)も含まれます。

※1 「免震以外」とは、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上のことをいいます。

※2 申請住宅が2戸以上の場合には申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

【フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用】

フラット35Sを利用する場合は、「1. 有」にチェックし、「フラット35Sの適用する基準」欄の該当する性能にチェックをしてください。

ただし、フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」を利用する場合は、「2. 無」にチェックしてください。(金融機関に「長期優良住宅の認定通知書」(写し)を提出してください。検査機関で検査は行いません。)

【工法】

該当する番号の□欄をチェックし、プレハブ等の場合で機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」欄の「会社名」及び「承認番号」を記入してください。

【戸建型式】

「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。

「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。

※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。

※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火又は1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】

住宅部分の面積で70 m²以上です。

- 一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【ホ.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、併用住宅で非住宅部分が含まれる場合は、非住宅部分を除いた面積となります。
- 連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。

竣工現場検査申請書(第一面)

【適新工第5号書式】

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅) (フラット35、財形住宅) (第一面)

独立行政法人住宅金融支援機構の定める技術基準、手続き及び申請書第二面の申請者確認事項を了承するとともに、申請書第二面に記載された個人情報の取扱いについて同意の上、下記のとおり竣工現場検査・適合証明を申請します。なお、当申請書及び添付図書等に記載の事項は、事実と相違ありません。

手数料請求先 会社名: **フラット設計事務所**

所属/担当者名: **工事 三郎**

住所: 〒(000 - 0000) **東京都世田谷区〇×3-4-5**

電話: **03-0000-0000**

検査機関名 **独立確認センター** 殿

申請日 平成 **22** 年 **8** 月 **3** 日

申請者

郵便番号 〒(000 - 0000)

現住所 **東京都西東京市〇〇町1-2-35**

電話番号 (042) - (0000) - (0000)

申請者名 フリガナ **シリガナ ショウゴ 太郎**

住宅 太郎



建設の場所(地名地番)	東京都西東京市〇〇町1-2-35			
工期	着工日	平成 22 年 4 月 14 日	竣工(予定)日	平成 22 年 8 月 10 日
設計検査合格日	平成 22 年 4 月 13 日(第 独立20 号)	設計検査機関コード	9:9:×:×	
中間現場検査(一戸建て等の場合のみ記入)	中間現場検査合格日	平成 年 月 日(第 号)	中間現場検査機関コード	: : : :
	適合証明の中間現場検査省略(右記検査実施)	<input checked="" type="checkbox"/> 1.住宅瑕疵担保保険の検査実施 [検査実施機関名: 独立確認センター] <input type="checkbox"/> 2.建築基準法の中間検査実施 [検査実施機関名:]		
建設住宅性能評価書の取得状況 (建設住宅性能評価書の活用により、設計・中間現場検査を省略する場合のみ記入)	<input type="checkbox"/> 1.一定の等級を満たす評価書を既に取得済 (竣工現場検査における現場での検査を省略する場合)(※1) [建設住宅性能評価書交付日: 平成 年 月 日] <input type="checkbox"/> 2.上記以外 (竣工現場検査における現場での検査を実施する場合)(※2)			
注文住宅・分譲住宅の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.注文住宅 <input type="checkbox"/> 2.分譲住宅	建物の名称	住宅太郎邸	
建築主	建築主名	住宅 太郎		
	郵便番号・住所	〒000 - 0000 東京都西東京市〇〇町1-2-35		
照会先	名称・電話番号	フラット設計事務所 (03)-(0000)-(0000)		
	郵便番号・住所	〒000 - 0000 東京都世田谷区〇×3-4-5		
	区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.設計者 <input checked="" type="checkbox"/> 2.工事監理者 <input type="checkbox"/> 3.工事請負者 <input type="checkbox"/> 4.事業主 <input type="checkbox"/> 5.販売代理 <input type="checkbox"/> 6.その他()		
計画に関する変更内容又は連絡事項	記載しないこと。			

※1 建設住宅性能評価書を取得済みで、その性能が次の全てを満たす場合は、竣工現場検査における現場での検査を省略し、当該評価書、設計図書等により検査を行うことができます。
 【一戸建て等】・省エネルギー対策等級:等級2以上、劣化対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(専用配管):等級3
 【共同建て】・省エネルギー対策等級:等級2以上、維持管理対策等級(共用配管):等級2以上
 また、フラット35Sを利用する場合は、上記に加えて、必要とされる等級等を満たす必要があります。
 ※2 現場での検査が必要な場合、現場での検査を希望される場合は、「建設住宅性能評価書の取得状況」欄について「上記以外」を選択してください。

【申請者】

建築主以外の方でも申請者になることが出来ます。

【建設の場所】

正確な地名地番を記入してください。間違っていると融資を受けられない場合があります。

【中間現場検査】

中間現場検査を受けた場合は、「中間現場検査に関する通知書」を参考に合格日、検査機関コードを記入してください。
 住宅瑕疵担保保険又は建築基準法の検査を実施して、中間現場検査を省略した場合は、該当する検査にチェックをし、検査実施機関名を記入してください。
 建設住宅性能評価書を活用し、設計検査、中間現場検査を省略した場合は記入不要です。

【計画に関する変更内容又は連絡事項】

軽微な計画変更や連絡事項があれば記入してください。

【建設住宅性能評価書の取得状況】

建設住宅性能評価書を活用し、設計検査、中間現場検査を省略した場合のみ記入してください。

一定の等級(申請書欄外に記載)を満たす評価書を既に取得済で現場での検査を省略したい場合は、「1.一定の…」にチェックをし、建設住宅性能評価書交付日を記入してください。
 評価書をまだ取得していない場合、若しくは一定の等級を満たしていない等、現場での検査を行う必要がある場合は、「2.上記以外」にチェックをしてください。

竣工現場検査申請書(第二面)

[適新工第5号書式]

竣工現場検査申請書・適合証明申請書(新築住宅)
(フラット35、財形住宅)
(第二面)[一戸建て等用]

【敷地面積】

建築基準法上の敷地面積です。

○建物の概要

1戸当たりの床面積		1 2 5 3 5 m ²	敷地面積		1 6 2 3 4 m ²
建物の構造等	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 2.木造(耐久性あり) <input type="checkbox"/> 3.準耐火(<input type="checkbox"/> 1.イ準耐 <input type="checkbox"/> 2.ロ準耐 <input type="checkbox"/> 3.省令準耐) <input type="checkbox"/> 5.耐火			
	戸建型式	<input checked="" type="checkbox"/> 1.一戸建て <input type="checkbox"/> 2.連続建て <input type="checkbox"/> 3.重ね建て		併用住宅区分	<input checked="" type="checkbox"/> 1.専用住宅 <input type="checkbox"/> 2.併用住宅
	階数	地上 2 階	地下 0 階		
工法		<input checked="" type="checkbox"/> 1.在来木造 <input type="checkbox"/> 2.プレハブ(木質系) <input type="checkbox"/> 3.プレハブ(鉄骨系) <input type="checkbox"/> 4.プレハブ <input type="checkbox"/> 5.枠組壁工法(ツーバイフォー工法) <input type="checkbox"/> 6.丸太組構法 <input type="checkbox"/> 7.鉄骨造			
機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合		会社名 () 承認番号 ()			
フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用		<input checked="" type="checkbox"/> 1.有 <input type="checkbox"/> 2.無	フラット35Sの適用する基準	<input type="checkbox"/> 1.省エネルギー性 <input type="checkbox"/> 2.耐震性(<input type="checkbox"/> 1.免震 <input type="checkbox"/> 3.バリアフリー性 <input type="checkbox"/> 4.耐久性・可変性 【20年金利引下げタイプ】 <input type="checkbox"/> 5.省エネルギー性 <input checked="" type="checkbox"/> 6.耐震性 <input type="checkbox"/> 7.バリアフリー性	
2戸以上申請の場合 ※2	申請戸数	戸			
	住宅番号				

【構造】

「2.木造(耐久性あり)」…耐火、準耐火構造以外で機構の定める一定の耐久性向上措置を施したものです。
「3.準耐火」…省令準耐火構造(枠組壁工法・プレハブ等)も含まれます。

※1 「免震以外」とは、耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)2以上のことをいいます。

※2 申請住宅が2戸以上の場合には申請戸数欄に戸数を記載した上で、第二面を申請戸数分提出してください。

【フラット35S(優良住宅取得支援制度)の基準の適用】

フラット35Sを利用する場合は、「1. 有」にチェックし、「フラット35Sの適用する基準」欄の該当する性能にチェックをしてください。

ただし、**フラット35S(20年金利引下げタイプ)の「耐久性・可変性」を利用する場合は、「2. 無」にチェックしてください。**(金融機関に「長期優良住宅の認定通知書」(写し)を提出してください。検査機関で検査は行いません。)

【工法】

該当する番号の□欄をチェックし、プレハブ等の場合で機構承認住宅(設計登録タイプ(機構があらかじめ工法等について登録を行った住宅))である場合は、「機構承認住宅(設計登録タイプ)の場合」欄の「会社名」及び「承認番号」を記入してください。

【戸建型式】

「2.連続建て」…共同建て以外で、2戸以上の住宅を横に連結する建て方のことです。

「3.重ね建て」…共同建て以外で、住宅の上に住宅を重ねて建てる建て方のことです。

※構造が「2.木造(耐久性あり)」で戸建型式が「3.重ね建て」は、融資の対象となりません。

※住宅相互間や住宅以外との間を、耐火又は1時間準耐火構造の床・界壁で区画すること(省令準耐火構造の場合は機構監修仕様書や適合仕様シートによる仕様)が必要です。

【1戸当たりの床面積】

住宅部分の面積で70 m²以上です。

- 一戸建ての場合は、建築基準法上の「延べ面積(住宅部分)」です。確認申請書第三面の【11.延べ面積】の【ホ.住宅の部分】(申請部分)欄と同一の面積を記入してください。ただし、併用住宅で非住宅部分が含まれる場合は、非住宅部分を除いた面積となります。
- 連続建て・重ね建ての場合は、専有面積です。